

令和5年2月洋友会定例会報告

会員 138名 準会員 4名

1. 会員状況：異動なし
2. こくみん共済金支給申請の証明書発行状況：なし
3. お祝い：該当なし
4. 安八町長選挙：会員の野中裕一郎氏が出馬表明（2/1）され、ご挨拶を受け、意見交換しました。
5. 活動状況報告と今後の計画

パソコンクラブ	1/21 は4名の出席でした。当方で8項目のテーマを準備？致しましたが、参加者一同色々な方面での話題で盛り上がり、準備テーマとしては添付ファイルの様に2テーマのみの消化で終わりました。 1. YouTube への動画アップ方法 動画コンテンツを作成し、アップロードすれば言い訳ですが、実際の操作方法等は添付ファイルを参照下さい。PDF のURL をクリックすれば、参照ページに飛びます。 2. Bluetooth について 高品質な NFC（Near Field Communication）手段ですが、スマホを始めとするモバイルデバイス機器間等の標準的な通信手段となっています。 勿論 PC にも標準的に装備されています。活用しましょう。も HP からダウンロードできます。2月は18日（土）13：30よりリモート開催予定
ゴルフクラブ	次回コンペ3月24日（金） リオフジワラ CC までお待ちください。
通信俳句会	毎月10名で鋭意投句中 12月の良句 初場所や隆景元春毛利勢 田村 豊
カラオケ&麻雀クラブ	コロナが増加傾向にあることから当面中止
歩こう会	春を待って企画します。
農芸通信	皆様の農芸情報を、お寄せください。

7. 情報提供：前回話題になりました故人の口座凍結と故人の生命保険について調べてみました。

故人の口座凍結と葬儀費用

亡くなられた方の口座は金融機関の知るところになると凍結されます。新聞のお悔やみ欄への掲載はしないほうが無難です。故人の葬儀費用を故人の口座で賄いたい場合は、2019年の法改正で、「預金残高×1/3×1/相続人数の合計」が出せますが、1口座で150万円を超えることはできません。次の5つの書類を調える必要があります。①故人の戸籍謄本、②除籍謄本または全部事項証明書③故人の死亡診断書（写し可）④相続人の本人確認書類と戸籍謄本葬儀費用の見積書または請求書⑤口座の通帳やキャッシュカード・届出印ですが、金融機関に確認して下さい。

故人の生命保険の扱い

結論から言いますと、生命保険は相続財産ではないとされ遺産に含める必要はないのですが、相続税上では、みなし相続財産として課税対象になっています。しかし、非課税枠が設けられており、生命保険金の合計が「500万円×法定相続人の数」以下であれば、相続税はかからないことになっています。（辻）

8. 情報交換： パソコンクラブへのアプローチへ山田幹事のアド依頼。（幡野さん、吉田さん）

毎日18：30放映のNHKのまるっとぎふ、月曜日にOBの梶本健治氏が県バスケット部総監督で時々登場している。（吉田さん）認知症になりやすい人について資料をもとに説明を受けた。（古田さん）

次回定例会は3月8日（水）です。

4/20	5/18	6/15	7/13	8/17	9/21	10/26	11/18	12/13	1/17	2/10	3/8
総会	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八
書面	13名	17名	13名	休止	12名	13名	15名	21名	14名	18名	名

（作成 辻）